

# 避難情報の判断・伝達マニュアル



令和6年（2024年）12月

平戸市

# 第1 はじめに

## 1 本マニュアルの目的

災害発生時に地域住民の被災を最小限にするため、各市町村は正確な情報を基に状況を判断し、住民に対して迅速及び的確な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（「避難情報」と言う。）の発令並びに伝達を行う必要がある。そのため、各市町村では、避難情報発令及び伝達に関し、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難情報を発令すべきかの判断基準についてとりまとめたマニュアルを整備することが必要である。

国では、平成25年6月に住民等の円滑な日案にの確保に関する事項も含めて災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（以下「災対法」という。）が改正され、平成26年9月には「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の全面的な改定が行われた。また、平成29年1月には避難準備情報等の名称が変更されるとともに、市町村の避難勧告等の判断・伝達だけでなく受け取る側も含めた総合的な取り組みとされたためガイドラインの名称も「避難勧告等に関するガイドライン」として改定された。その後、「平成30年7月豪雨」では平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地で甚大な被害が発生したことを踏まえて、中央防災会議防災対策実行会議のもとに設置されたワーキンググループにおいて、平成30年7月豪雨の教訓を今後活かすべく議論がなされ、これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性抜本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けた報告が平成30年12月にまとめられた。

しかし、令和元年台風19号（令和元年東日本台風）では、河川における決壊による甚大な被害が発生したにも関わらず、避難をしなかった住民や避難が遅れたことによる被災や豪雨・浸水時の屋外移動中の被災など、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」の意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられ分かりにくいとの課題が顕在化した。このため、災対法を改正し、警戒レベル4は「避難指示」に一本化し、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができるなど、避難情報が改善された。この法改正を踏まえ、「避難勧告に関するガイドライン」の名称を含む見直し、「避難情報に関するガイドライン」として、令和3年5月に改定された。

本マニュアルは、上記ガイドラインに基づき、本市における避難情報発令の判断基準及び伝達手段について取りまとめたものである。災害時には、本マニュアルを基に、今後の気象予測や関係機関からのデータ等を含めて災害対策（警戒）本部で総合的に判断し、避難情報を行う。

なお、本マニュアルは、現時点での知見に基づき取りまとめたものであることから、今後の新たな法改正による知見等によって適時見直すものとする。

# 目 次

## 第1章 共通事項

- 1 市の責務 . . . . . P 1
- 2 対象とする災害 . . . . . P 1
- 3 避難行動（安全確保行動）の考え方 . . . . . P 1
- 4 避難情報の種類 . . . . . P 2
- 5 避難情報の考え方 . . . . . P 2
- 6 避難情報発令による市民等に求める行動 . . . . . P 3
- 7 避難情報の発令手順 . . . . . P 3
- 8 災害対応の流れ . . . . . P 4

## 第2章 避難情報の判断基準等

- 1 台風 . . . . . P 5
- 2 土砂災害 . . . . . P 7
- 3 河川洪水災害 . . . . . P 27
- 4 津波災害 . . . . . P 30
- 5 高潮災害 . . . . . P 33

## 第3章 情報伝達

- 1 避難の周知徹底 . . . . . P 35
- 2 避難情報の伝達方法 . . . . . P 37
- 3 避難場所一覧表 . . . . . P 39



# 第1章 共通事項

## 1 市の責務

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、立退き避難を指示することができる」と規定している。（災害対策基本法第60条第1項）

しかし、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にある「自らの命は自らが守る」という考え方から、この避難のための指示には強制力は伴っていない。

したがって、市の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、発令する避難情報がどのような考え方に基づいているかについて、住民に周知し情報共有するとともに、住民一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、周知徹底を図ることにある。

## 2 対象とする災害

本マニュアルでは、立退き避難が必要な自然災害の事象のうち、台風、水害、土砂災害、津波災害に伴う避難を対象とする。

なお、積乱雲の急な発達により発生する竜巻や突風、雷などについては、高齢者等避難、避難指示の発令基準を設けることが困難であるため、気象情報に注視し、適時判断する。

## 3 避難行動（安全確保行動）の考え方

平成25年の災害対策基本法改正（以下「災対法改正」という。）以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への立退き避難が一般的であった。

これまでの避難勧告等は、自宅等の現在いる危険な場所からの立退きを意味していたが、周囲の状況によっては指定した避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあるため、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる旨が規定された。また、令和3年の災対法改正においては、屋内安全確保に関する見直しを行うとともに、指定緊急避難場所への立退きがかえって危険な場合に屋内安全確保に限らず、事態が緊急を要すると考えられる時は近傍の堅固な建物への移動等も求めることができるよう見直しを行ったことで、身の安全を確保するためのとる次の全ての行動を避難行動としている。

- (1) 指定緊急避難場所への立退き避難
- (2) 安全な親戚・知人宅又はホテルや旅館など安全な場所への立退き避難
- (3) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、上層階などより安全な部屋等への移動）
- (4) 「緊急安全確保」（命の危険から身の安全を確保するため、その時点にいる場所より相対的に安全である場所へ直ちに移動）

## 【参考】指定緊急避難場所と指定避難所

### 1 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設や場所をいう。

### 2 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

災害により住家を失った場合において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設をいう。

## 4 避難情報の種類

災害時に市民等（市内の居住者、滞在者その他の者をいう。）の命を守るために発令する避難情報の内容は次のとおりである。

### （1）高齢者等避難〔警戒レベル3〕

災害が発生するおそれがある状況において、避難行動に時間を要する高齢者等（避難行動要支援者、避難支援者を含む）に対して、安全な場所への避難行動を開始することを求めるものである。

### （2）避難指示〔警戒レベル4〕

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害のリスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者に対して、危険な場所から全員避難を開始することを求めるものである。

### （3）緊急安全確保〔警戒レベル5〕

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者が身の安全を確保するために指定緊急避難場所へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう促したい場合、必要と認める地域の必要と認める居住者がとるべき行動は、命の危険があることから直ちに身の安全を確保することを求めるものである。

## 5 避難情報発令の考え方

避難情報発令の考え方は、次のとおりとする。

- （1）避難情報発令には強制力は伴っていないことから命を守る責任は最終的には個人にあるという考えのもと、市民等の生命、身体を保護するために行うべき市の責務として、早い段階から確実な情報提供を行い、市民等が避難行動をとる判断ができる情報として発令する。
- （2）気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用するとともに、国の機関や県に対し、積極的に助言を求める。
- （3）災害から市民等の命を守るため、災害発生危険性が高まっている若しくは高齢者等避難等の判断基準に達したときは躊躇せず発令する。
- （4）緊急時には、避難場所の開設状況に関わらず発令する。
- （5）避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」になることとは、災害対応の目標が達成したことであり、毅然とした態度をもって発令する。また、高齢者等避難を有効かつ積極的に活用

し、早めの避難行動を促すことも考える。

## 6 避難情報発令による市民等に求める行動

避難情報の発令による市民等に求める行動については、次表のとおりである。

### 避難勧告等発令による市民等に求める行動

区 分	市民等に求める行動
高齢者等避難	<p>高齢者等は、危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保をすることも可能である。</p> <p>また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人にも必要に応じ、避難の準備をしたり、または自主的に避難するタイミングである。早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
避難指示	<p>危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を日本都市、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保をすることも可能である。</p>
緊急安全確保	<p>命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。</p> <p>具体的にとるべき避難行動は、緊急安全確保である。</p> <p>ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。このような状況に至る前の高齢者等避難や避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。</p>

## 7 避難情報の発令手順

避難情報の発令及び解除は、市長がその基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。

市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長（統括監）、総務部長、財務部長の順位でこれを代行する。

## 8 災害対応の流れ

雨の降り始め（台風の北上）から被害の発生までの間で、市の災害対応や避難情報の発令時期などを時系列で例示すると、次表のとおりである。

災害対応の流れ（例：台風）

気象等の状況	市の対応	市民等の行動
<p>〈台風の北上・雨の降り始め〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇台風予報</li> <li>◇強風注意報発表</li> <li>◇大雨・洪水注意報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報等の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ等による気象情報の確認</li> </ul>
<p>〈台風の接近・雨が強まる〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇台風に関する気象庁記者会見</li> <li>◇暴風警報発表</li> <li>◇大雨・洪水警報発表</li> <li>◇風速20m/s以上</li> <li>◇時間雨量20mm 以上</li> <li>◇気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報黄色（注意）発表</li> <li>◇土砂災害警戒情報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報、水位等の収集・把握</li> <li>○消防団への待機指示</li> <li>○学校施設等の休業の判断・指示</li> <li>○消防団の出動（巡視、水防活動）</li> <li>○避難所開設の準備</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">高齢者等避難</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設</li> <li>○避難者の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市からの情報（学校施設休業状況・河川水位等）の確認</li> <li>○高齢者等の避難開始</li> <li>○高齢者等以外の避難開始、避難の準備</li> </ul>
<p>〈台風最接近・雨がさらに強まる〉</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">避難指示</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の受入れ</li> <li>○停電被害状況の把握</li> <li>○道路冠水等被害状況の把握・対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等以外の避難開始</li> <li>○市からの情報（道路冠水情報）</li> <li>○土砂災害の前兆現象を確認した場合は、市に連絡</li> </ul>
<p>〈被害の発生又はそのおそれ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇記録的短時間大雨情報</li> <li>◇大雨等特別警報</li> <li>◇堤防天端水位到達・越水の危険</li> <li>◇被害の発生、拡大のおそれ</li> <li>◇市全域に被害拡大のおそれ</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">緊急安全確保</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握、救出救助</li> <li>○関係機関との連絡調整</li> <li>○職員の増員</li> <li>○県へ自衛隊等派遣要請</li> <li>○被災者の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難の完了</li> </ul>

## 第2章 避難情報の判断基準等

### 台 風

#### 1 台風特性（影響）

台風とは、熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）で、最大風速が秒速17.2m以上に発達したものをいい、その特性は次のとおりである。

##### （1）風の特徴

台風は巨大な空気の渦巻きとなっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいる。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなる。また、台風が接近してくる場合、進路によって風向きの変化が異なる。

##### （2）雨の特徴

台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。また、日本付近に前線が停滞していると、台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがある。

##### （3）高潮

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風の接近によって気圧が低くなると海面が持ち上がり（1hPa 低いと海面は約1cm 上昇）、例えば、それまで1000hPa だったところに中心気圧950hPa の台風が来れば、中心付近では海面が約50cm 高くなる。

##### （4）高波

波には、風が強い、長く吹き続ける、吹く距離が長いほど高くなるという3つの発達条件があり、台風はこの3つの条件を満たしている。例えば、台風の中心付近では10mを超える高波になることがある。

#### 2 避難情報発令の基準

毎年、全国各地で台風や前線を伴った低気圧が付近を通過することによって河川の氾濫や土砂災害が発生し、また、暴風、高潮、高波などによっても災害が発生している。

台風と水害、土砂災害とは密接な関係があるため、本マニュアルでは、台風が起因する河川の氾濫や土砂災害については、後述の土砂災害・河川洪水災害に基づいて対処するものとし、ここでは、高齢者等の早期避難と市民等への注意喚起を目的とした「高齢者等避難」又は「避難指示」の発令を取り上げるものとする。

なお、避難情報の発令基準は次のとおりとする。

- ①現に台風が接近し、市内に被害が発生する危険性がある場合
- ②市内が暴風域に入る可能性がある場合

#### 3 解除基準

河川の氾濫等の水害、土砂災害などが発生する危険がなく、台風の通過に伴って風雨が収まったことを確認できた段階で、避難情報を解除する。

#### 4 拠点避難場所と避難対象地区

台風によって発生する災害は、河川の氾濫等の水害や土砂災害のほか、強風によるものも想定されることから、「高齢者等避難」又は「避難指示」の対象地域は原則として市内全域とし、指定避難場所のうちの次表に示す拠点施設（17 箇所）及び福祉避難所（8 箇所）を基本開設するものとする。

なお、自主防災組織において自主的に公会堂等を開設し、避難者を受け入れている場合は、その状況等の把握に努める。

##### ◇一般避難場所

番号	拠点避難場所	避難対象地区
1	平戸市未来創造館	北部地区
2	平戸市田助ハイヤ節伝承館	
3	中野ふれあい会館	
4	度島交流会館	度島地区
5	平戸市ふれあいセンター	中部地区
6	獅子ふれあい会館	
7	旧中津良小学校体育館	南部地区
8	旧堤小学校体育館	
9	平戸市多目的研修センター	
10	志々伎ふれあい会館	
11	野子小学校	
12	生月町中央公民館	生月地区
13	生月船員福祉会館	
14	田平町民センター	田平地区
15	田平町南地区交流センター	
16	田平町東地区交流センター	
17	大島村公民館	大島地区

##### ◇福祉避難所

1	平戸市社会福祉センター	※避難行動要支援者
2	あんのん	※避難行動要支援者
3	平戸荘	※避難行動要支援者
4	わだつみの里	※避難行動要支援者
5	生月町高齢者生活福祉センター	※避難行動要支援者
6	田平ホーム	※避難行動要支援者
7	平戸市福祉保健センター	※避難行動要支援者
8	大島高齢者生活福祉センター	※避難行動要支援者

# 土砂災害

## 1 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）の特性

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、気象情報や土砂災害警戒情報などを活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。

ただし、土砂災害は、地形や地質の条件とそれまでの降雨量など複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、市民等は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため本市においては、長崎地方気象台の基準に基づく土砂災害発生予測のみでなく、市民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難情報を速やかに周知・伝達する必要がある。

## 2 対象とする災害及び警戒すべき箇所

### 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数

- (ア)急傾斜地崩壊危険箇所 63箇所  
〔内訳〕平戸：32、生月：2、田平：22、大島：7
- (イ)地すべり危険箇所 82箇所  
〔内訳〕平戸：38、生月：5、田平：34、大島：5
- (ウ)崖崩れ危険箇所 12箇所  
〔内訳〕平戸：12、生月：0、田平：0、大島：0
- (エ)ため池危険箇所 103箇所  
〔内訳〕平戸：60、生月：17、田平：8、大島：18
- (オ)山地災害危険地 30箇所  
〔内訳〕平戸：26、生月：3、田平：0、大島：1

### 地すべり指定地表（国土交通省）

番号	地区名	関係河川	地域面積 (ha)	番号	地区名	関係河川	地域面積 (ha)
1	川内		15.35	10	的山		15.56
2	田助		5.28	11	的山川内		10.47
3	飯良		24.32	12	前平		14.87
4	迎紐差		7.90	13	鎮守の元	坂瀬川	5.80
5	津吉		5.88	14	日ノ浦		6.70
6	鏡川	鏡川	3.00	15	野田		6.80
7	田代		9.50	16	唐舟		6.70
8	猪渡谷南		27.15	17	馬ノ元	釜田川	9.40
9	寺ノ坂		4.23				

地すべり指定地表（農林水産省）

番号	地区名	関係河川	指定面積 (ha)	番号	地区名	関係河川	指定面積 (ha)
1	明ノ川内		25.58	16	京崎		87.70
2	明ノ川内 2		17.30	17	大山		180.95
3	宝亀		19.00	18	前津吉		62.80
4	神鳥		14.10	19	北飯良		84.62
5	立石		25.61	20	川内在		86.17
6	馬込		17.00	21	後平		48.68
7	大川原		13.50	22	野宇佐		15.20
8	小島		15.00	23	有景田		20.00
9	田崎		29.50	24	佳路		13.71
10	水垂		20.00	25	佳路 2		99.32
11	古江		34.60	26	松本		166.00
12	南飯良		12.00	27	里堺目		202.00
13	大志々伎		12.00	28	森岳崎		139.00
14	主師		20.00	29	森岳崎 2		26.00
15	獅子		12.75	30	赤子		13.00

地すべり指定地表（林野庁）

番号	区域名	関係河川	指定面積 (ha)	番号	区域名	関係河川	指定面積 (ha)
1	古江		10.22	4	矢比津		5.75
2	猪渡谷		23.80	5	白石		16.43
3	宮の浦		8.63				

砂防指定地表

幹川名	溪流名	指定面積 (ha)	幹川名	溪流名	指定面積 (ha)
鏡川	戸石川	6.60	種子田川	種子田川 1	3.57
安満川	安満川	6.08		種子田川 2	0.12
猪渡谷川	白猪川	0.50	東流川	東流川	3.98
	白猪川 2	1.45	轟川	轟川	2.99
	平野川	2.43	神の川	神の川	5.52
里川	椿山川	0.62		神の川 2	9.00
		火岳川	1.05		

急傾斜地崩壊危険区域指定表

番号	地区名	指定面積(ha)	人家	番号	地区名	指定面積(ha)	人家
1	崎方	0.82	17	31	峯	0.16	7
2	志々伎	0.38	16	32	敷佐	0.20	5
3	白浜	0.52	18	33	清水	0.36	9
4	新町	0.28	5	34	與宇佐	0.74	19
5	薄香浦	0.25	16	35	牧ノ地	0.56	25
6	宮の浦	0.70	10	36	浜ノ山	0.65	10
7	潮の浦	1.00	23	37	早福	1.12	17
8	宝亀中田	0.57	9	38	西浜	0.42	14
9	野子	0.10	7	39	宝亀神上	0.28	5
10	田助	0.38	21	40	頭無	0.52	13
11	宮の浦第2	1.70	33	41	的山川内	0.61	19
12	木ヶ津	0.19	10	42	西方町	1.00	60
13	根獅子	0.31	7	43	前の辻	0.33	38
14	椎木原	0.42	6	44	三軒屋	0.40	37
15	田助(2)	0.17	17	45	日の浦(1)	4.00	55
16	津室崎	3.60	6	46	日の浦(2)	2.91	37
17	小曲り	0.90	12	47	釜田第一	8.00	85
18	小川	0.13	11	48	釜田第二	2.50	34
19	大志々伎	0.52	10	49	深月	2.06	41
20	新立	0.24	9	50	堂の坂	0.36	14
21	幸ノ浦	0.06	5	51	野田	0.23	3
22	田助(3)	0.05	6	52	潮の浦(2)	0.73	13
23	向月	0.34	10	53	美野	0.04	5
24	猪渡谷	0.10	6	54	薄香浦(第二)	0.14	10
25	根獅子(2)	0.55	40	55	浦ノ坂	3.14	14
26	番屋崎	0.21	15	56	小川	0.41	10
27	幸ノ浦(2)	0.048	7	57	木ヶ津(小田)	0.43	7
28	幸ノ浦(3)	0.027	7	58	屋東	0.031	5
29	神上	0.795	41				
30	勝尾岳	1.10	35				

### 3 避難すべき区域

#### 【区域設定上の留意点】

- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の記録や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- 避難情報の発令の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおりである。

#### ◆建設課所管分

番号	避難区域	対象となる場所 (災害危険箇所単位)	災害区分	備考
1	田助町田助浦	田助町浦方バス停～田助簡易郵便局 ～田助町 123 裏一帯	地すべり	箇所番号 101
2	田助町田助(3)地区	田助町 137 から同町 244 裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 102
3	大久保町潮の浦	潮の浦集落一帯	急傾斜地	箇所番号 104
4	大久保町小曲り地区	大久保町 1197-1 から同町 386-3 裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 105
5	大久保町小川地区	海上ホテル前から小川地区公会堂 先一帯	急傾斜地	箇所番号 106
6	大久保町ホテル旗松亭下	崎方公園下、大久保町 2510 からオランダ堀一帯	急傾斜地	箇所番号 107
7	鏡川町勝尾岳	宮の町第2駐車場裏から鏡川町 301 裏一帯	急傾斜地	箇所番号 108
8	鏡川町薄香 2	鏡川町 459-1 から同町 469 裏一帯	急傾斜地	箇所番号 110
9	戸石川町寺の坂地区	本成寺裏一帯	地すべり	箇所番号 111
10	職人町	琴平神社周辺	急傾斜地	箇所番号 116
11	戸石川町戸石川地区	個人宅から個人宅までの一帯	急傾斜地	箇所番号 120
12	戸石川町戸石川	戸石川砂防ダム一帯	砂防	箇所番号 124
13	岩の上町上大垣	上大垣バス停国道暗渠下から下大垣 ため池一帯	河川氾濫	箇所番号 132
14	木引町	瑞穂池下流域	斜面崩壊	箇所番号 136
15	川内町中央	川内町 1072 から照日神社一帯	地すべり	箇所番号 202
16	坊方町	神曾根地区	山崩れ	箇所番号 208
17	主師町	個人宅から神社一帯	地すべり海岸	箇所番号 210

18	中野大久保	有安オートから個人宅までの一帯	急傾斜地	箇所番号 213
19	水垂町	種子田川中下流域	砂防	箇所番号 217
20	下中野町	平戸田平線	土砂災害	箇所番号 224
21	主師町白石地区	県道生月線上部斜面	山崩れ	箇所番号 233
22	中野大久保町	中野大久保地区主要道路	崖崩れ	箇所番号 234
23	根獅子町(2地区と美農地区)	根獅子町 964 から同町 1441 及び県道平戸・田平線下一帯	急傾斜地	箇所番号 303
24	北飯良地区	旧保育所から飯良町 159 までの裏一帯	地すべり	箇所番号 304
25	根獅子町	市道根獅子旧県道 4 号線	法面崩壊	箇所番号 324
26	春日町呼崎	新獅子漁港春日地区集落背後地	崖崩れ	箇所番号 325
27	深川町	深川町 346-1 から同町 324 までの裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 404
28	深川町	安満川	砂防	箇所番号 406
29	宝亀町(宝亀 3 地区)	旧宝亀保育園から宝亀教会までの裏一帯	地すべり	箇所番号 412
30	木ヶ津	木ヶ津町 822 から同町 887 までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 413
31	迎紐差町	松尾氏、植原氏宅裏一帯	地すべり	箇所番号 414
32	堤町馬込地区	旧堤小学校先、北西 500m 一帯	地すべり	箇所番号 501
33	堤町神上	堤町 55 から同町 157 番地裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 502
34	堤町西浜地区	堤町 2475 から同町 2512 裏一帯	急傾斜地	箇所番号 504
35	猪渡谷南地区	個人宅から個人宅までの一帯	地すべり	箇所番号 505
36	猪渡谷町平野地区	猪渡谷町 2110 から同町 2148 までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 506
37	猪渡谷町浜の山地区	猪渡谷町 394-1 から同町 398 までの裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 507
38	下中津良町若宮原	敷佐川河口付近一帯	河川	箇所番号 508
39	下中津良町(1)	下中津良町 415-3 から同町 434 までの裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 509
40	下中津良町(2)頭無	下中津良町 346 から同町 360-2 までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 510

41	猪渡谷町	白猪川・平野川	砂防	箇所番号 512
42	堤町	堤町 94 裏一帯	崖崩れ	箇所番号 513
43	津吉町元牧の地地区	津吉町 774-7 から同町 774-2 までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 601
44	前津吉町南川原地区	前津吉町 332 から同町 407 までの裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 606
45	津吉町古田川	西中山町中山より海に至る付近一帯	河川	箇所番号 607
46	下船木	船木町 275-1 裏山一帯	急傾斜地	箇所番号 609
47	津吉中央松本墓地	墓地下の法面	急傾斜地	箇所番号 611
48	前津吉町 1367-3、1367-4	前津吉町 1367-3 及び 1367-4 の法面	急傾斜地	箇所番号 616
49	早福地区里	早福町 456-1 から同町 255 までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 701
50	向月地区	野子町 4228 裏一帯	急傾斜地	箇所番号 702
51	大志々伎町興宇佐地区	大志々伎町 1277 から同町 1023 までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 703
52	小田町船越地区	小田町 89 裏山	地すべり	箇所番号 706
53	早福地区	椿山川	砂防	箇所番号 708
54	早福地区	火岳川	砂防	箇所番号 709
55	生月町	小守地区(生月支所南方 1.0km)	急傾斜地	箇所番号 806
56	生月町日草地区	居酒屋「しおん」裏山	急傾斜地	箇所番号 820
57	生月町谷内地区	個人所有の裏山一帯	地すべり	箇所番号 821
58	田平町古梶免水口	古梶公民館一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 901
59	田平町深月免宮ノ元	深月公民館裏手一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 902
60	田平町深月免堂ノ坂	深月個人所有宅付近一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 903
61	田平町深月免深月	深月区山崎酒店付近一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 904
62	田平町深月免深月	深月地区の奥側(オーバーハング、亀裂あり)	急傾斜地崩壊	箇所番号 905
63	田平町下寺免生向	生向漁港集落部一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 906

64	田平町小手田免八幡崎	旧平戸大橋管理事務所の西部海岸	急傾斜地崩壊	箇所番号 907
65	田平町小手田免八幡崎	八幡神社から漁協一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 908
66	田平町山内免日の浦	高橋酒造跡地	急傾斜地崩壊	箇所番号 909
67	田平町山内免山内	田平土木維持管理事務所手前の右手側	急傾斜地崩壊	箇所番号 910
68	田平町山内免日の浦	城山展望所から日の浦公民館に至る急な谷間	急傾斜地崩壊	箇所番号 911
69	田平町山内免城山	青洲会病院裏の斜面部	急傾斜地崩壊	箇所番号 912
70	田平町野田免野田	平戸愛恵病院裏手の傾斜地	急傾斜地崩壊	箇所番号 913
71	田平町大久保免釜田	釜田公民館北部	急傾斜地崩壊	箇所番号 915
72	田平町大久保免釜田	釜田公民館南部	急傾斜地崩壊	箇所番号 916
73	田平町山内免山内	国道から釜田漁港入口	急傾斜地崩壊	箇所番号 917
74	田平町大久保免釜田	釜田公民館の対岸	急傾斜地崩壊	箇所番号 918
75	田平町以善免ナカエン原	旧以善公民館跡地	急傾斜地崩壊	箇所番号 919
76	田平町小手田免嶋山	県立北松農業高等学校校舎下部	急傾斜地崩壊	箇所番号 920
77	田平町下亀免高野	円通寺背面	急傾斜地崩壊	箇所番号 921
78	田平町下亀免松原	田平東小学校一帯	急傾斜地崩壊	箇所番号 922
79	田平町山内免日の浦	城山展望台から青洲会病院上の県道に至る傾斜	急傾斜地崩壊	箇所番号 923
80	田平町小手田免八幡浦	旧道入口付近一帯	地すべり	箇所番号 924
81	田平町山内免日の浦	城山公園付近一帯	地すべり	箇所番号 925
82	田平町山内免野田	平戸愛恵病院付近からは心寺付近	地すべり	箇所番号 926
83	田平町小手田免小手田 1	秋信自動車整備工場付近一帯	地すべり	箇所番号 927
84	田平町小手田免小手田 2	箇所番号 927 横一帯	地すべり	箇所番号 928
85	田平町下寺免江里	桜久保池付近一帯	地すべり	箇所番号 929
86	田平町萩田免丸尾	桜久保池付近	地すべり	箇所番号 930
87	田平町萩田免桜久保	箇所番号 930 横一帯	地すべり	箇所番号 931

88	田平町荻田免荒平	箇所番号 933 横一帯	地すべり	箇所番号 932
89	田平町荻田免横立	南荻田区公民館付近一帯	地すべり	箇所番号 933
90	田平町深月免馬ノ元	馬の元地区浄化センターから七曲 付近一帯	地すべり	箇所番号 934
91	田平町荻田免川内	木本神社先一帯	地すべり	箇所番号 935
92	田平町荻田免天神塚	天神塚跨線橋付近一帯	地すべり	箇所番号 936
93	田平町荻田免小手田 3	田平中学校入口付近一帯	地すべり	箇所番号 937
94	田平町荻田免郷通	箇所番号 936 横一帯	地すべり	箇所番号 938
95	田平町里免ニレノ木	浄光寺付近一帯	地すべり	箇所番号 939
96	田平町下亀免下亀 1	久吹ダム上一帯	地すべり	箇所番号 940
97	田平町上亀免上亀 1	箇所番号 945 横一帯	地すべり	箇所番号 941
98	田平町上亀免上亀 2	平坂池横一帯	地すべり	箇所番号 942
99	田平町上亀免上亀 3	平坂池付近一帯	地すべり	箇所番号 943
100	田平町上亀免上亀 4	箇所番号 945 横一帯	地すべり	箇所番号 944
101	田平町上亀免上亀 5	上亀公民館付近一帯	地すべり	箇所番号 945
102	田平町下亀免下亀 2	箇所番号 945 横一帯	地すべり	箇所番号 946
103	田平町小崎免小崎 1	小崎地区営農研修センター付近一帯	地すべり	箇所番号 947
104	田平町小崎免鎮守の元	鎮守神社付近一帯	地すべり	箇所番号 948
105	田平町田代免平松	阿羅仁神社付近一帯	地すべり	箇所番号 949
106	田平町以善免迎	以善湾付近一帯	地すべり	箇所番号 950
107	田平町以善免宮ノ谷	以善湾付近一帯	地すべり	箇所番号 951
108	田平町下寺免梶木	箇所番号 929 横一帯	地すべり	箇所番号 952
109	田平町小手田免唐舟	金比羅神社付近一帯	地すべり	箇所番号 953
110	田平町下寺免青砂崎	青砂崎海岸付近一帯	地すべり	箇所番号 954

111	田平町下寺免大切	箇所番号 954 横一帯	地すべり	箇所番号 955
112	田平町深月	深月地区：急傾斜地に囲まれた緩勾配の法面	地すべり	箇所番号 959
113	田平町大久保免後平	大崎鼻付近一帯	高潮、津波	箇所番号 960
114	大島東神浦(三軒家)	西福寺から個人宅までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 1001
115	大島東神浦(前の辻)	東公民館から真教寺までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 1002
116	大島西神浦(西片)	個人宅から個人宅までの裏一帯	急傾斜地	箇所番号 1003
117	大島大根坂(屋東)	大根坂浦集落一帯	急傾斜地	箇所番号 1004
118	大島村的山(浦方)	正林寺下から2分団詰所裏一帯	急傾斜地	箇所番号 1005
119	大島村的山(浦の坂)	個人宅裏からの山天満宮下付近一帯	急傾斜地	箇所番号 1006
120	大島の山地区	西光寺付近から辻田集落一帯	地すべり	箇所番号 1007
121	大島の山川内	郵便局からダム付近一帯	地すべり	箇所番号 1008
122	的山地区(追加)	的山郵便局付近からダム上部一帯	地すべり	箇所番号 1009
123	大島前平地区	保育所裏一帯	地すべり	箇所番号 1010

◆農林課所管分

番号	避難区域	対象となる場所 (災害危険箇所単位)	災害区分	備考
1	岩の上町中の崎	岩の上町 1039-2 裏山一帯	急傾斜	箇所番号 112
2	度島浦	度島町 2412 裏一帯	急傾斜	箇所番号 113
3	岩の上町、明の川内地区	国道 383 号線岩の上バイパスから明の川内バス停付近までの区間で国道より海岸までの一帯	地すべり	箇所番号 114
4	鏡川町後平地区	木引バス停付近から後平集落一帯	地すべり	箇所番号 115
5	岩の上町天神の池	天神池下流から大垣バス停付近まで	ため池	箇所番号 118
6	大野町池の原	池の原池下流一帯から海岸まで	ため池	箇所番号 119
7	大久保町大水川原地区	大久保町 331 付近一帯	地すべり	箇所番号 121
8	木引町据石地区	木引町 742 付近から個人宅付近まで	崖崩れ	箇所番号 127
9	大久保町潮ノ浦地区	光の園保育園前（山林）	崖崩れ	箇所番号 128
10	岩の上町大手門地区	猶興館高校グラウンド下横河山一帯	山崩れ	箇所番号 129
11	鏡川町鏡川地区	鏡川町 354-1 宅地周辺一帯	山崩れ	箇所番号 130
12	大久保町下大久保地区	大久保町 2085 宅地裏山一帯	山崩れ	箇所番号 131
13	度島町飯盛地区	度島町 503 裏山一帯	山崩れ	箇所番号 134
14	戸石川町瑞穂池	瑞穂池下流から人家付近まで	ため池	箇所番号 135
15	鏡川町梅崎地区 堀宅池	堀宅池下流から人家、市道付近まで	ため池	箇所番号 138
16	木引町宇戸の池	宇戸の池下流から県道付近まで	ため池	箇所番号 139
17	大野町上原池	上原池下流から人家、国道付近まで	ため池	箇所番号 140
18	大山地区	ホテル蘭風付近一帯（大川生コン付近から清水池付近）	地すべり	箇所番号 201
19	川内町川内在	中野小学校付近から三和モータース付近まで	地すべり	箇所番号 203
20	主師町主師地区	主師町 325 裏山及び同町 295 から同町 382-2 にかけて	地すべり	箇所番号 204
21	古江町宮の浦地区	個人宅付近から海岸付近までの一帯	地すべり	箇所番号 205

22	山中地区	中野教会東 100m 付近一帯	山崩れ	箇所番号 206
23	主師・白石地区	主要地方道平戸生月線左側斜面から主師集落一帯	山崩れ	箇所番号 207
24	主師町冷水	主師バス停上部山林一帯から主師集落付近一帯	山崩れ	箇所番号 209
25	水垂地区	水垂川下流域一帯から国道バス停宮田口付近一帯	地すべり	箇所番号 211
26	川内町黒曾根地区	川内町 677 周辺（裏山）	自然災害	箇所番号 212
27	古江地区	下中野漁港上流域一帯（荒崎海岸～小浦海岸）	地すべり	箇所番号 214
28	中野地区・番屋崎地区	川内町 954 周辺（裏山）	崖崩れ	箇所番号 215
29	坊方地区	個人宅上部山林から中野地区圃場整備内の神曾根川まで	山崩れ	箇所番号 216 H22 年度完了
30	山中町矢ヒツ地区	山中町 1366 宅地周辺山林一帯	地すべり	箇所番号 218
31	坊方地区	坊方町 282 宅地裏の畑、家屋、牛舎一帯	地すべり	箇所番号 219
32	山中地区中野教会西	市道山中・紐差線上流から下流市道、農地まで	山崩れ	箇所番号 220
33	主師町小主師	小主師バス停上の溪流上流から下流県道、民家まで	山崩れ	箇所番号 221
34	主師町白石地区	白石集落一帯	急傾斜	箇所番号 222
35	川内町清水の池	清水の池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 225
36	川内町丸尾の池	丸尾の池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 226
37	下中野町花の木第一池	花の木第一池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 227
38	下中野町花の木第二池	花の木第二池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 228
39	山中町永田池	永田池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 229
40	山中町大原池	大原池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 230
41	坊方町一の宮池	一の宮池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 231
42	水垂町野中池	野中池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 232
43	春日町小春日	赤石池付近一帯から春日漁港付近一帯まで	地すべり	箇所番号 301
44	獅子町第 2 地区	獅子小学校から西海岸までの一帯	地すべり	箇所番号 302

45	北飯良地区	飯良町集落から北東部一帯（根獅子町名古屋地区を部含む）	地すべり	箇所番号 304
46	根獅子町名古屋地区	北飯良地区内の北東部一帯	地すべり	箇所番号 305
47	獅子町ガランダの池	ガランダ池下流一帯から主要地方道獅子・津吉線付近一帯まで	ため池	箇所番号 306
48	大石脇町神の池	神の池下流一帯から中川川付近一帯まで	ため池	箇所番号 307
49	獅子地区	獅子小学校から西海岸までの一帯	地すべり	箇所番号 308
50	南飯良地区	井尻川下流部から南西部一帯	地すべり	箇所番号 309
51	獅子町第4地区	獅子町 642 付近一帯	地すべり	箇所番号 310
52	飯良町飯良第一ため池	飯良第一池下流一帯から飯良漁港付近一帯まで	ため池	箇所番号 311
53	根獅子町先谷地区	根獅子町 1788 宅地裏山一帯	山崩れ	箇所番号 312
54	獅子町田代池	田代池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 313
55	高越町走坂池	走坂池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 315
56	獅子町積岳池	積岳池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 316
57	飯良町飯良第二池	飯良第二池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 317
58	春日町赤石池	赤石池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 318
59	春日町ウベンノ池	ウベンノ池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 319
60	春日町向の池	向の池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 320
61	高越町田々美志池	田々美志池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 321
62	高越町草木原第3池	草木原第3池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 322
63	獅子町山田池	山田池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 323
64	宝亀町京崎地区	平戸市森林組合一帯（裏山）	自然災害	箇所番号 403 H11 年度完了
65	大川原町小牟田の池	小牟田池下流部一帯から海岸まで	ため池	箇所番号 405
66	田崎地区	個人宅付近から田崎バス停付近一帯	地すべり	箇所番号 407
67	神鳥地区	神鳥バス停から神鳥公会堂付近一帯	地すべり	箇所番号 408

68	京崎地区	京崎鼻バス停付近から雨久保池付近一帯 (海岸まで)	地すべり	箇所番号 409
69	宝亀地区	個人宅付近から宝亀海岸まで	地すべり	箇所番号 410
70	大川原地区	すずりバス停付近から大川原バス停付近一帯	地すべり	箇所番号 411
71	宝亀地区(宝亀 第3)	個人宅付近から宝亀海岸まで	地すべり	箇所番号 412
72	木場町大坂池	大坂池の下流の市道一帯	地すべり	箇所番号 415
73	紐差町平原(森 の木)池	平原池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 416
74	大石脇町長谷池	長谷池の下流の県道、市道一帯	ため池	箇所番号 418
75	大石脇町	大石脇町 659-1 宅地裏山部延長約 60m	山崩れ	箇所番号 419
76	草積町	民間アパート裏の山腹部延長約 50m	地すべり	箇所番号 420
77	大川原町	大川原町溪流部多量土石の堆積	山崩れ	箇所番号 421
78	堤町馬込地区	堤小学校先北西 500m 一帯	地すべり	箇所番号 501
79	堤町小島地区	小島地区旧県道一帯	地すべり	箇所番号 503
80	猪渡谷町井上地区	猪渡谷町 2259 から同町 2267-2 の間	自然災害	箇所番号 514
81	下中津良	中津良ふれあい会館裏山一帯	崖崩れ	箇所番号 515 H22 年度完了
82	敷佐立山池	立山池下流一帯から敷佐公会堂付近一帯まで	ため池	箇所番号 516
83	上中津良町神の 前地区	久田碎石場入り口付近から上中津良バス停 付近まで	山腹崩壊	箇所番号 517 H20 年度完了
84	猪渡谷町水川原 地区	猪渡谷町 2328 の裏山一帯	山崩れ	箇所番号 518
85	堤町石垣田地区	西浜入口の堤町裏山一帯	山崩れ	箇所番号 519
86	敷佐町波江の本 池	波江の本池の下流の市道一帯	ため池	箇所番号 520
87	猪渡谷町平床池	平床池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 521
88	前津吉地区	前津吉町 207 から同町 127 まで	地すべり	箇所番号 602
89	大佐志町大佐志 地区	深坂池下流一帯から海岸付近一帯までの範囲	ため池	箇所番号 604
90	鮎川町神ノ前第 1 の池	神ノ前池下流一帯	ため池	箇所番号 605

91	下船木（船木第2ため池）	船木第2ため池下流一帯	ため池	箇所番号 608
92	下船木	船木町 275-1 周辺（裏山）	急傾斜	箇所番号 609
93	山の神池	山の神池下流一帯	ため池	箇所番号 610
94	前津吉町簿山地区	前津吉町簿山地区の護岸付近の農地や人家一帯	高潮	箇所番号 612
95	津吉町井手頭池	井手頭池の下流の人家、中学校、国道一帯	ため池	箇所番号 613
96	津吉町六郎松池	六郎松池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 614
97	前津吉町黒岩池	黒岩池の下流の人家一帯	ため池	箇所番号 615
98	神船町田端の下池	田端の下池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 617
99	津吉町針木池	針木池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 618
100	辻町中潟池	中潟池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 619
101	西中山町第一助成池	第一助成池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 620
102	西中山町第二助成池	第二助成池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 621
103	西中山町川頭池	川頭池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 622
104	神ノ川町神ノ川池	神ノ川池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 623
105	田代町堀田池	堀田池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 624
106	早福地区	平床池周辺一帯から下方江川川までの範囲	山崩れ	箇所番号 704
107	無代寺町大池	大池下流一帯から古田川まで	ため池	箇所番号 707
108	大志々伎地区	中尾池下流一帯	地すべり	箇所番号 711
109	立石地区	小田町と西中山町との境界付近一帯（山林の頂上から海岸まで）	地すべり	箇所番号 712
110	宮の浦	前田釣センター付近から四田商店付近一帯	地すべり	箇所番号 713 H21 年度着工
111	早福町江川地区	早福町江川地区裏山一帯	山崩れ	箇所番号 714
112	野子町裸崎地区	野子町 4468 裏山一帯	山崩れ	箇所番号 715
113	無代寺町重箱池	重箱池の下流の市道一帯	ため池	箇所番号 716

114	船木町上船木池	上船木池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 717
115	野子町福良池	福良池の周辺の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 718
116	志々伎町山ノ田池	山ノ田池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 719
117	志々伎町矢櫃川内池	矢櫃川内池の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 720
118	志々伎町鎌の首池	鎌の首池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 721
119	志々伎町新池池	新池池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 722
120	志々伎町甲の上(墓の後)池	甲の上池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 723
121	小田町古尾筒池	古尾筒池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 724
122	野子町	野子町溪流部多量の土石堆積	山崩れ	箇所番号 725
123	野子町	野子町 2652-2 宅地裏山一帯	山崩れ	箇所番号 726
124	野子町	野子町溪流部多量の土石堆積	山崩れ	箇所番号 727
125	野子町向月地区柳ノ又池	柳ノ又池の下流の県道一帯	ため池	箇所番号 728
126	生月町里免	平戸市消防署生月出張所付近から海岸付近一帯	地すべり	箇所番号 801
127	生月町山田免	法善寺霊園付近から下流一帯	地すべり	箇所番号 802
128	生月町壱部免	大久保バス停付近から生月町多目的集会施設一帯	地すべり	箇所番号 803
129	生月町里免	生月町開発総合センター付近から個人宅付近一帯	地すべり	箇所番号 804
130	生月町里免	ヨクローため池下流一帯(県道まで)	ため池	箇所番号 807
131	生月町里免	幸四郎池下流一帯(永光寺付近まで)	ため池	箇所番号 808
132	生月町壱部免	榎田池下流一帯	ため池	箇所番号 809
133	生月町里免	コーソコため池下流一帯	ため池	箇所番号 810
134	生月町山田免	渋柿ため池下流一帯(県道まで)	ため池	箇所番号 811
135	生月町山田免	犬場池下流一帯	ため池	箇所番号 813
136	生月町山田免	上田ため池下流一帯	ため池	箇所番号 814

137	生月町里免	平田ため池下流一帯	ため池	箇所番号 815
138	生月町南免	落木場ため池下流一帯（神の川ダムまで）	ため池	箇所番号 816
139	生月町壱部免	生月第2ため池下流一帯（火口橋まで）	ため池	箇所番号 817
140	生月町壱部免	個人宅から個人宅までの間	山崩れ	箇所番号 819
141	農道生月西海岸線	西海国立公園内の農道全体	山崩れ	箇所番号 823
142	生月町里免金石田池	金石田池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 824
143	山頭の池支所南西 2.3 km	山頭の池周辺	ため池	箇所番号 825
144	生月町里免有田池	有田池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 827
145	生月町里免上堤池	上堤池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 828
146	生月町里免上川池	上川池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 829
147	生月町山田免吉永池	吉永池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 830
148	生月町山田免佳路池	佳路池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 831
149	田平町下寺免	県道以善・田平港線 生向バス停～下寺バス停までの斜面一帯	地すべり	箇所番号 956
150	田平町福崎免	茅場池下流一帯	ため池	箇所番号 957
151	田平町下寺免	堤床池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 958
152	田平町小手田免鳴山池	鳴山池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 963
153	田平町本山免焼山池	焼山池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 964
154	田平町下亀免堀田池	堀田池の下流の松浦鉄道、国道一帯	ため池	箇所番号 965
155	田平町荻田免横立池	横立池の下流の国道一帯	ため池	箇所番号 966
156	田平町深月免新堤	新堤の下流の人家、国道一帯	ため池	箇所番号 967
157	田平町小手田免小手田池	小手田池の下流の人家、市道一帯	ため池	箇所番号 968
158	大島村城山地区	小松納屋横延長 50m	急傾斜	箇所番号 1011

159	大島村前平	中岳池下流一帯（東流川ダムまで）	ため池	箇所番号 1012
160	大島村前平	前田池下流一帯から大島支所付近一帯	ため池	箇所番号 1013
161	大島村前平	長田池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1014
162	大島村西宇戸	佐志宇戸池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1015
163	大島村西宇戸	藪田池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1016
164	大島村西宇戸	柳ノ元池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1017 H22 工事着手
165	大島村大根坂	水ノ元池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1018
166	大島村前平	唐池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1019
167	大島村的山戸田	笛田池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1020
168	大島村西宇戸	轟池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1021
169	大島村大根坂	城ノ前池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1022
170	大島村西宇戸	今久保池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1023
171	大島村的山川内	白岩池下流一帯（海岸まで）	ため池	箇所番号 1024 H22 工事着手
172	沖山池	沖山池下流一帯	ため池	箇所番号 1025
173	藤畑池	藤畑池下流一帯	ため池	箇所番号 1026
174	大島村前平平川山池	平川山池下流一帯	ため池	箇所番号 1027
175	大島村前平通山地区	大島村前平 1372 裏山一帯	山崩れ	箇所番号 1028
176	大島村前平蒔の時池	蒔の時池の下流の人家、県道一帯	ため池	箇所番号 1029
177	大島村的山轟池（下）	轟池の下流の人家、県道、市道一帯	ため池	箇所番号 1030
178	大島村赤葉恵地区	大島村赤葉恵大橋周辺	地すべり	箇所番号 1031

◆水産課所管分

番号	避難区域	対象となる場所 (災害危険箇所単位)	災害区分	備考
1	志々伎岡地区	志々伎町 1312 から同町 1321 まで	急傾斜地	箇所番号 710
2	生月町	御崎元浦地区	山崩れ	箇所番号 822

## 4 避難情報の発令の判断基準

避難情報は、以下の長崎地方気象台基準を参考に、今後の気象予測や長崎県河川砂防情報システム（NAKSS：ナックス）、土砂災害危険箇所の巡視報告を含めて3つの基準のいずれかに該当したら発令します。

	現地情報等による基準
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害キキクルが「警戒（赤）」となった場合</li> <li>○風時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>○警戒レベル3の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見される。</li> <li>○近隣で土砂災害が発生するおそれがある。</li> <li>○土砂キキクルが「危険（紫）」となった場合</li> <li>○警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</li> <li>○警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</li> <li>○土砂キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合</li> <li>○土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>
<p>解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場、危険箇所等の現地調査を行い、安全が確認される。</li> <li>○避難所が閉鎖される。</li> </ul>

- ◆長崎県河川砂防情報システム（NAKSS：ナックス） <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>  
観測ポイント  
平戸地区(9)：田助、中野、春日、紐差、根獅子、中津良、津吉、志々伎、野子  
生月地区(2)：御崎、神ノ川 田平地区(2)：田平土木、南支館 大島地区(1)：江古ノ辻

長崎県河川砂防情報システム NAKSS

16:20現在

土砂災害危険度到達状況	到達なし	超過なし	河川水位超過状況 (その他河川)
市町名	到達状況	市町名	超過状況
長崎市	到達なし	長崎市	超過なし
長与町	到達なし	長与町	超過なし
諫津町	到達なし	諫津町	超過なし
諫早市	到達なし	諫早市	超過なし
大村市	到達なし	大村市	超過なし
西海市 (江島・平島を除く)	到達なし	西海市 (江島・平島を除く)	超過なし
佐世保市 (宇久地域を除く)	到達なし	佐世保市 (宇久地域を除く)	超過なし
東彼杵町	到達なし	東彼杵町	超過なし
川棚町	到達なし	川棚町	超過なし
波佐見町	到達なし	波佐見町	超過なし
佐々町	到達なし	佐々町	超過なし
平戸市	到達なし	平戸市	超過なし
松浦市	到達なし	松浦市	超過なし
島原市	到達なし	島原市	超過なし
雲山市	到達なし	雲山市	超過なし

長崎県河川砂防情報システム NAKSS

トップ >> 地図情報

16:25現

最新観測時刻：2024/12/03 16:20

観測時刻：2024/12/03 16:20

情報選択・凡例

- 雨量・河川水位観測局・カメラ名
- 土砂災害危険度情報
  - 災害切迫 警戒レベル1.5 相当
  - 危険 警戒レベル1.4 相当
  - 警戒 警戒レベル1.3 相当
  - 注意 警戒レベル1.2 相当
  - 今後の情報等に留意
- 雨量情報
  - 10分雨量
  - 最大60分雨量
  - 直近60分雨量
  - 最大24時間雨量
  - 連続雨量
- 河川水位情報(水位周知河川)
  - 上昇中
  - 変化なし
  - 下降中
  - 危険 危険
  - 避難 避難
  - 注意 注意
  - 水防部 水防部
  - 待機 待機
  - 基準 基準
  - 未達 未達
  - 欠測 欠測
  - 休止中 休止中
  - 又は無効 又は無効
- 河川水位情報(その他河川)

# 河川洪水災害

## 1 河川洪水の特性

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋ですら破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。

そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

## 2 対象とする災害及び警戒すべき箇所

河川洪水災害の発生のおそれのある危険箇所の数

河川危険箇所 8箇所〔内訳〕平戸：5、生月：1、田平：0、大島：2〕

砂防指定地一覧表（県北振興局田平土木事務所 管内概要）

河川名		所在地	指定関係事項		
幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)
鏡川	戸石川	戸石川町	S 47. 3. 29	604	6. 60
安満川	安満川	深川町	S 50. 5. 27	898	6. 08
猪渡谷川	白猪川	猪渡谷町	S 62. 1. 26	112	0. 50
			H 8. 3. 21	729	1. 45
	平野川		H 2. 6. 27	1, 236	2. 43
里川	椿山川	早福町	H 2. 6. 27	1, 236	0. 62
	火岳川		H 12. 1. 27	162	1. 05
種子田川	種子田川	水垂町	H 24. 5. 25	628	3. 57
			H 28. 6. 9	809	0. 12
東流川	東流川	大島村	H 6. 11. 10	2, 170	3. 98
轟川	轟川	大島村	S 51. 3. 5	249	2. 99
神の川	神の川	生月町	S 49. 5. 23	804	5. 52
			H 4. 3. 13	629	9. 00

## 二級河川指定表

市名	水系名	河川名	実測延長(m)	備考
平戸市	中津良川	中津良川	3,268m	平戸地区
	安満川	安満川	2,052m	
	神曾根川	神曾根川	4,683m	
	鏡川	鏡川	676m	
		戸石川	924m	
	古田川	古田川	1,585m	
	中川	中川	2,128m	
		宴川	100m	
	敷佐川	敷佐川	3,592m	
	西流川	西流川	430m	大島地区
	東流川	東流川	273m	
	神の川	神の川	1,103m	生月地区
	釜田川	釜田川	4,448m	田平地区
里川		2,973m		
久吹川	久吹川	2,721m		
平戸市・松浦市	坂瀬川	坂瀬川	6,262m	

### 3 避難すべき区域

#### 〔平戸地区〕

- 中津良川 (3,234m) : 上中津良町、下中津良町
- 安満川 (2,053m) : 深川町、朶の原町、紐差町
- 神曾根川 (4,631m) : 坊方町、下中野町
- 鏡川 (665m) : 宮の町、岩の上町、戸石川町
- 戸石川 (914m) : 宮の町、岩の上町、戸石川町
- 古田川 (1,546m) : 辻町、津吉町
- 中川 (2,125m) : 獅子町、紐差町
- 宴川 (100m) : 獅子町
- 敷佐川 (3,580m) : 敷佐町、下中津良町

#### 〔大島地区〕

- 西流川 (425m) : 前平、神浦
- 東流川 (274m) : 神浦

#### 〔生月地区〕

- 神の川 (1,088m) : 山田

#### 〔田平地区〕

- 釜田川 (4,431m) : 南荻田、東荻田、西荻田、小手田、永田、平戸口
- 里川 (2,971m) : 一関、下里、上里
- 久吹川 (2,725m) : 上亀、下亀、上里、福崎、岳崎
- 坂瀬川 (6,243m) : 上亀、小崎

## 4 避難情報の発令の判断基準

避難情報は、以下の長崎地方気象台基準を参考に、洪水警報、水位情報、今後の気象予測や長崎県河川砂防情報システム（NAKSS：ナックス）、河川巡視からの報告等を含めて判断し、発令します。

	現 地 情 報 等 に よ る 基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水警報が発表される。</li> <li>○洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合</li> <li>○警戒レベル3の発令を要する程の強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水キキクルで「非常に危険（紫）」が出現した場合</li> <li>○河川氾濫のおそれがある。</li> <li>○堤防等が決壊するおそれがある。（堤防等の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）</li> <li>○警戒レベル4の発令を要する程の強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>○警戒レベル4の発令を要する程の強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。</li> <li>○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</li> </ul>
解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川巡視等の現地調査を行い、安全が確認される。</li> <li>○避難所が閉鎖される。</li> </ul>

## 地震・津波災害

### 1 津波災害の特性

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまでであるが、いずれの場合であっても対応が遅れることのないように、判断基準に基づく速やかな避難指示の発令が必要である。

また、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

〈留意事項〉

- ①強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難すること。
- ②津波警報を覚知した場合にも、避難指示を待たずに直ちに避難すること。
- ③津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、避難指示の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施することが必要となる。

### 2 避難すべき区域

避難すべき区域は、海岸に面し、海面との差が僅少な全地域とする。

#### 【津波警報（津波の高さ約1m）発令の際の避難すべき区域】

- （平戸地区）：
- ・度島漁港に面する一帯
  - ・飯盛漁港に面する一帯
  - ・新大久保漁港（泊ヶ浦地区・須草地区）に面する一帯
  - ・田助漁港（田助地区、幸の浦地区）に面する一帯
  - ・中の浦港湾に面する一帯
  - ・薄香湾漁港（薄香地区、潮の浦地区、曲り地区）に面する一帯
  - ・平戸港湾（平戸地区、白浜地区）に面する一帯
  - ・古江港湾（古江地区、大瀬地区、後平地区、木引地区）に面する一帯
  - ・川内港湾（水垂地区、中野大久保地区、川内浦地区、大山地区）に面する一帯
  - ・中野漁港（白石地区、下中野地区、主師地区、小主師地区）に面する一帯
  - ・新獅子漁港（獅子地区、飯良地区、根獅子地区、高越地区、春日地区）に面する一帯
  - ・宝亀漁港（宝亀浦地区、神鳥地区、京崎地区）に面する一帯
  - ・紐差港湾（紐差地区、田崎地区、木場地区）に面する一帯
  - ・木ヶ津漁港（木ヶ津地区、鎌の首地区）に面する一帯
  - ・大川原港湾に面する一帯

- ・前津吉漁港に面する一帯
- ・堤漁港に面する一帯
- ・西浜漁港に面する一帯
- ・猪渡谷漁港に面する一帯
- ・古田漁港（鮎川地区、大佐志地区、神船地区、津吉地区）に面する一帯
- ・早福漁港に面する一帯
- ・志々伎浦漁港（志々伎浦地区、垣留地区、肥地区）に面する一帯
- ・船越漁港（船越地区、向月地区、飯田地区）に面する一帯
- ・福良漁港（福良地区、野子地区）に面する一帯
- ・宮の浦漁港（宮の浦地区、高島地区）に面する一帯

- （生月地区）：
- ・舘浦漁港に面する一帯
  - ・生月漁港に面する一帯
  - ・御崎漁港に面する一帯

- （田平地区）：
- ・江迎港湾に面する深月地区一帯
  - ・生向漁港に面する一帯
  - ・田平港湾に面する一帯
  - ・大崎地区の海岸地区
  - ・釜田漁港に面する一帯
  - ・一六漁港に面する一帯
  - ・その他…一戸連絡地区・平戸瀬戸沿いの水尻地区・鯨浦港

- （大島地区）：
- ・板の浦戸田浦一帯
  - ・板の浦曲り一帯
  - ・的山迎一部
  - ・的山浦一帯
  - ・大根坂浜一帯
  - ・西神浦一帯
  - ・東神浦一帯

**【大津波警報（津波の高さ約3m）発令の際の避難すべき区域】**

- （平戸地区）：津波警報の際の避難すべき区域と同様
- （生月地区）：津波警報の際の避難すべき区域と同様
- （田平地区）：津波警報の際の避難すべき区域と同様
- （大島地区）：津波警報の際の避難すべき区域と同様

### 3 避難情報の発令の判断基準

津波避難指示等についての留意事項

- ・強い地震（震度4程度以上）を覚知した場合には、津波警報等の情報が入手できない場合にも、直ちに避難指示を行う。

	現 地 情 報 等 に よ る 基 準
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"><li>○震度4程度以上の地震が発生した場合</li><li>○津波警報が発表される。</li><li>○大津波警報が合評される。</li><li>○津波災害が発生するおそれがある。</li></ul>
解 除	<ul style="list-style-type: none"><li>○津波警報が解除される。</li><li>○現地調査を行い、安全が確認される。</li></ul>

# 高潮災害

## 1 高潮災害の特性

台風の接近により急激に潮位が上昇するケースが多いので、潮位の上昇が観測されるのを待つことなく、予測に基づいた避難指示等の発令が必要となる。

また、高潮に関する情報が比較的、時間的な余裕をもって提供される場合でも、事態の進行に伴い暴風雨等で避難が困難となることも多い。

## 2 避難すべき区域

津波災害と同様

## 3 避難情報の発令の判断基準

避難情報は、以下の長崎地方気象台基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令します。

	現 地 情 報 等 に よ る 基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"><li>○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</li><li>○高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれている場合</li><li>○警戒レベル3 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li><li>○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報の発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li><li>○風向・風速などから、越波・越流の危険性が高いと判断される。</li></ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"><li>○高潮警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）が発表された場合</li><li>○警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）</li><li>○高潮により人的被害の発生する危険性が高いと判断される。</li><li>○海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある。</li><li>○異常な越波・越流が発生する。</li></ul>

<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>(災害が切迫) ○水門、陸閘門等の異常が確認された場合</p> <p>(災害発生を確認) ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合</p>
<p>解除</p>	<p>○高潮警報が解除される。 ○現地調査を行い、安全が確認される。</p>

## 第 3 章 情報伝達

### 避難の周知徹底

#### 1 市民等に対する周知

##### (1) 事前措置

市長は、立退き避難の万全を図るため避難場所、避難経路等をあらかじめ市民に周知徹底させる。

##### (2) 指示等

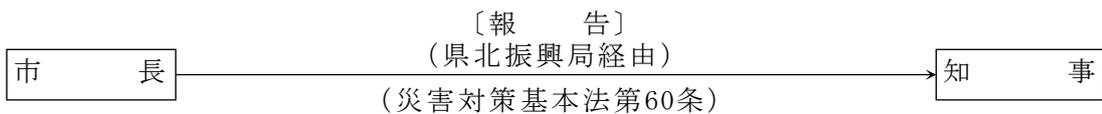
市長は、立退き避難の指示をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

#### 2 関係機関相互の通知及び連絡

(1) 避難指示者等は、立退き避難を指示した場合は、関係機関に連絡又は通知する。

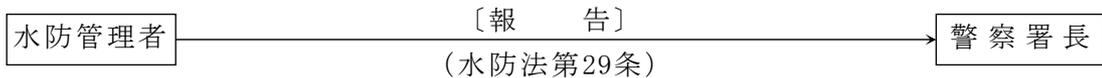
##### ア 報告

市長は、立退き避難の指示を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



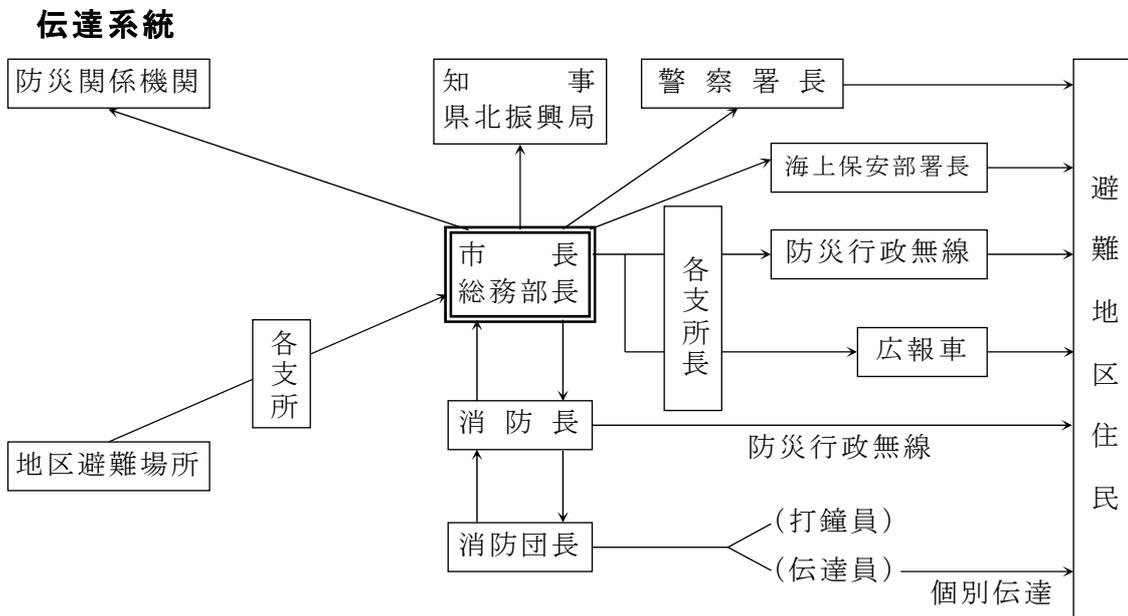
##### イ 通知

市長は、立退き避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。

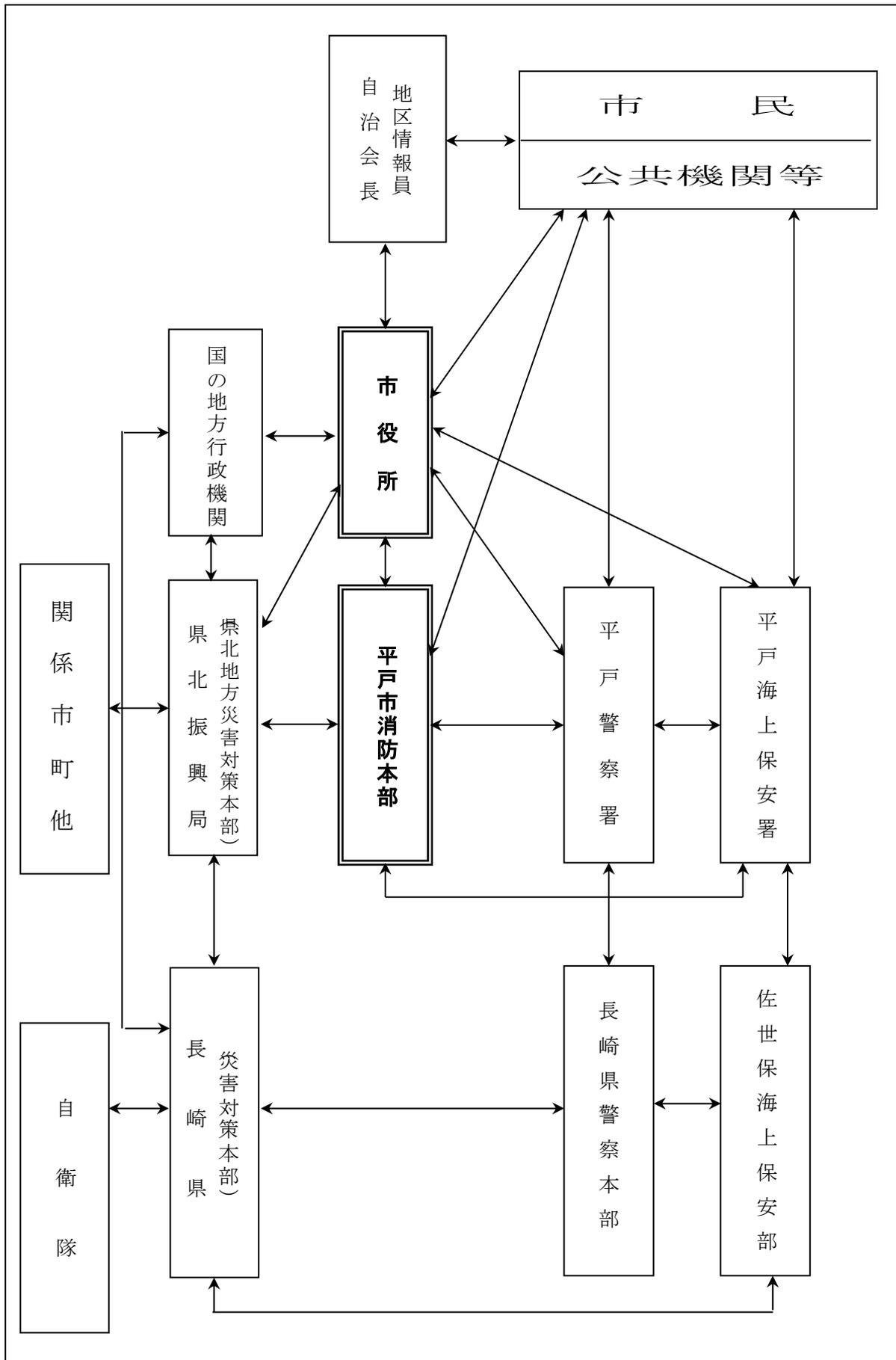


##### (2) 伝達系統

避難指示は、次の要領により伝達する。



(3) 情報連絡系統図



#### (4) 伝達方法

ア 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、立退き避難の指示を必要と認めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。

- a 市防災行政無線を利用した伝達
- b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- c サイレン及び鐘による伝達
- d 広報車からの呼びかけによる伝達
- e テレビ、ラジオ、有線放送、電話、その他特使等の利用による伝達

イ 総務部長は、立退き避難の指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

### 避難情報の伝達方法

#### 1 伝達内容

例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。

##### — 例文 ① —

#### 避難情報の伝達文例

こちらは、防災平戸市役所です。

今後の〇〇（避難すべき理由）に伴い、〇日〇〇時〇〇分に市内全域（又は〇〇地区）に「警戒レベル3～5 高齢者等避難～緊急安全確保」を発令しました。

〇〇（避難すべき理由）による〇〇（災害名）などによる災害が予想されますので、早めに避難を開始してください。

##### — 情報伝達すべき理由例 —

・〇大雨が連続して降り続き、今後も激しい雨が続いた場合、土砂災害や浸水害の危険があること。

##### — 例文 ② —

#### 避難情報による避難所開設の伝達文例

こちらは、防災平戸市役所（災害警戒（対策）本部）です。

今後の〇〇（避難すべき理由）に伴い、〇日〇〇時〇〇分に市内全域（又は〇〇地区）に「警戒レベル3～5 高齢者等避難～緊急安全確保」を発令しました。

〇〇時から〇〇（避難場所名）に避難所を開設します。

—避難すべき理由例—

- ・〇〇川が増水しており、〇時間後には危険水位に達するおそれがあること
- ・〇〇地区での浸水が拡大していること
- ・大雨の影響により、〇〇地区では土砂災害の危険性が高まっていること
- ・〇〇地区で土砂災害の前兆現象と思われる、斜面の亀裂、地鳴りが確認されたこと

—情報伝達に必要な項目—

- ①発令者、②発令時間、③対象地区（対象者）、④避難情報の種類、⑤避難すべき理由、⑥避難の時期、⑦避難場所、⑧注意事項

# 指定緊急避難場所、指定避難所一覽表

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事				
1	度島地区	度島小中学校	度島町1082	1,815	659	度島浦、度島中部、度島三先	63.1	○	○	○	○	○	○	○			22-9238
2		度島小中学校グラウンド															
3		度島町へき地保育所	度島町1655	89	181	度島浦	10	○		○	○	○	○	○			25-2615
4		ふれ愛センター度島	度島町1673	59	181	度島浦	10	○		○	○	○	○	○			25-2501
5		度島交流会館	度島町1656-3	51	181	度島浦	10	○		○	○	○	○	○			25-2501
6	北部地区	田助小学校	大久保町441-1	1,418	1,305	津の浦、田の浦、曲以、瀬の浦、田助在、田助浦、神崎	54.5	○	○	○	○	○	○	○			22-9231
7		田助小学校グラウンド															
8		平戸市田助ハイヤ節伝承館	大久保町326-15	96	35	油水	54.5	○	○	○	○	○	○	○			
9		光の園保育園	大久保町322-11	318	389	神崎、田の浦、瀬の浦	53.6	○		○	○	○	○	○			23-2612
10		平戸中学校	鏡川町42	2,699	1,746	中の原、大久保、小川、田原崎、西の久保、薄香浦、梅崎、後平、薄香陸	53	○	○	○	○	○	○	○			22-9245
11		平戸中学校グラウンド															
12		平戸市総合運動公園「ライフカントリー」多目的グラウンド	鏡川町944-3				134			○	○	○	○				57-3104
13		平戸市総合運動公園「ライフカントリー」赤坂野球場	鏡川町944				69			○	○	○	○				57-3104
14		みのりこども園	鏡川町252	231	142	田原崎	18.1	○	2階以上可	○	○	○	○	○			22-2575
15		愛の園保育所	鏡川町361	548	347	西の久保	40.4	○	○	○		○	○	○			22-2244
16		平戸小学校	岩の上町1509	2,927	2,670	清水川、神田、中の崎、下大垣、上大垣、新町、難入町、魚の堀町	7.5	○	○	○	○	○	○	○			22-9230
17		平戸小学校グラウンド															
18		平戸文化センター	岩の上町1529	994	780	亀岡、白浜、梅屋町、木引田町、家地町、喜の町、瀬の町、崎方町	2.8	○	○					○			22-5300
19		平戸市社会福祉センター	岩の上町1466	661		対象：避難行動要支援者	13	○	○	○	○	○	○	○			22-2180
20	あんのん	戸石川町950	64		対象：避難行動要支援者	18	○	○	○	○	○	○	○			23-8815	
21	さくらば公園	戸石川町485番地				10			○	○	○	○	○			22-9165	
22	長崎県立造興館高等学校体育館	岩の上町1443	5,837	3,277	亀岡、清水川、白浜、神田、中の崎、明の川内、下大垣、上大垣、大野、木引、赤坂	5	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○			22-2064	
23	長崎県立造興館高等学校武道場		286														
24	長崎県立造興館高等学校第1運動場	岩の上町1240-2				20			○	○	○	○	○				
25	平戸市未来創造館	岩の上町1458-2	946	899	高麗町、戸石川、杉山	13	○	○	○	○			○			22-2418	
26	古江町民体育館	古江町548	225	104	古江、大瀬	28	○	○	○	○	○	○	○			22-9214	
27	古江町民体育館グラウンド																
28	山中公会堂	山中町781	95	217	山中	59	○	○	○	○	○	○	○				
29	中野中学校	中野大久保町1096	1,550	549	大山、水屋、山中、坊方、主師、山野、白石	25	○	2階以上可	○	○	○	○	○			22-9246	
30	中野中学校グラウンド																
31	中野小学校	中野大久保町888	1,244	662	川内浦、中野大久保、下中野、古江、大瀬	22	○	2階以上可	○	○	○	○	○			22-9232	
32	中野小学校グラウンド																
33	中野ふれあい会館	中野大久保町796-1	237	195	川内在	21	○		○	○	○	○	○			22-9214	
34	川内漁民センター	川内町1024-10	268	296	川内浦	2	○	2階以上可					○				

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話			
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事							
35	中部地区	春日公民館	春日町189-1	60	63	春日	38	○		○	○	○	○	○						
36		高越町公会堂	高越町566-1	60	61	高越	68	○	○	○	○	○	○	○						
37		旧獅子小学校体育館	獅子町782	466	335	高越、獅子第1、獅子第2、獅子第4	23	○	○	○	○	○	○	○			22-9213			
38		獅子町民運動場	獅子町480								○	○	○	○	○	○				
39		獅子ふれあい会館	獅子町1025-1	178	84	獅子第3	24	○	○	○	○	○	○	○			22-9214			
40		宝亀第2公会堂	宝亀町973-1	70	336	宝亀第1、宝亀第2、宝亀第3、宝亀第4	55	○		○	○	○	○	○						
41		平戸市ふれあいセンター	紐差町678-1	369	246	紐差第1	6	ため池を除く	○	○	○	○	○	○			22-9181			
42		東和愛児園	紐差町690-1	308	175	紐差第2	10	○		○	○	○	○	○			28-0156			
43		紐差小学校	紐差町665	1,740	1,021	紐差第3、紐差第4、深川、迎紐差、木ヶ津第1、木ヶ津第2、木ヶ津第3、木ヶ津第4、赤松、草履、大石筋	2.3	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	○			22-9234			
44		紐差小学校グラウンド																		
45		中部中学校	紐差町363	2,174	1,175	春日、高越、獅子第1、獅子第2、獅子第3、獅子第4、石原田、木津、田崎、神島、宝亀第1、宝亀第2、宝亀第3、宝亀第4、奈の原	12	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9247		
46		中部中学校グラウンド										○	○	○	○	○				
47		中部市民運動場		紐差町1108						31			○	○	○	○	○			22-9181
48		平戸荘	紐差町450	1,434		対象：避難行動要支援者	20	○		○	○	○	○	○	○			28-1155		
49		旧大川原小学校体育館	赤松町23	981	267	大川原、赤松、木ヶ津第4	120	○		○	○	○	○	○			22-9213			
50		大川原第一公会堂	大川原町568-3	87	170	大川原	31	○	○	○	○	○	○	○						
51		長崎県立平戸高等学校体育館	草履町261	3,654	2,698	春日、高越、獅子第1、獅子第2、獅子第3、獅子第4、紐差第1、紐差第2、紐差第3、紐差第4、深川、迎紐差、木ヶ津第1、木ヶ津第2、木ヶ津第3、木ヶ津第4、赤松、草履、石原田、木津、田崎、神島、宝亀第1、宝亀第2、宝亀第3、宝亀第4、奈の原、上中津良	107	○	○	○	○	○	○	○	○			28-0744		
52		長崎県立平戸高等学校武道場						198			○	○	○	○	○	○	○			
53		長崎県立平戸高等学校グラウンド									95			○	○	○	○		○	
54		根獅子小学校	根獅子町181	1,236	587	根獅子第1、根獅子第2、根獅子第3、根獅子第4、飯良第1、飯良第2	35	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9233		
55		根獅子小学校グラウンド										○	○	○	○	○				
56		飯良町公会堂	飯良町690-1	90	134	飯良第1、飯良第2	5								○					
57		旧中津良小学校	下中津良町409	995	558	上中津良、下中津良、敷佐、猪渡谷	3.6	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	○			22-9213			
58		旧中津良小学校グラウンド													○	○				
59		猪渡谷地区集落センター	猪渡谷町219	114	208	猪渡谷	8	○		○	○	○	○	○						
60		旧堤小学校	堤町382	1,046	554	堤、猪渡谷	20.3	○	○	○	○	○	○	○			22-9213			
61		旧堤小学校グラウンド										○	○	○	○	○				
62		南部中学校	津吉町241	1,937	654	神船、津吉中央、津吉元、鮎川、大佐志	12.2	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	○			22-9248			
63		南部中学校グラウンド										○	○	○	○	○				
64	平戸市多目的研修センター	辻町199	756	265	鮎川、中山	2.2	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	○			22-9191				
65	平戸市多目的運動広場													○	○					
66	南部市民屋内運動場	辻町199	400	232	津吉元	2	ため池を除く						○			22-9191				
67	わたつみの里	辻町178	1,797		対象：避難行動要支援者	2.8	ため池を除く			○				○		27-2200				
68	津吉小学校	田代町575	1,608	508	田代、神上、前津吉浦、前津吉浜、船木	37	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	○			22-9235				
69	津吉小学校グラウンド											○	○	○	○					
70	前津吉公会堂	前津吉町165-1 165-2	133	86	前津吉浜	5	○	○	○	○	○	○	○							
71	志々伎小学校	志々伎町1295	1,247	795	大志々伎、志々伎浦、志々伎間、志々伎肥、船越、向月	12	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9236			
72	志々伎小学校グラウンド											○	○	○	○					
73	志々伎ふれあい会館	志々伎町292-1	242	121	志々伎岡	2.5	ため池を除く						○			22-9214				
74	旧志々伎小学校早福分校	早福町229	750	190	早福	18	○	○	○	○	○	○	○							
75	旧志々伎小学校早福分校グラウンド											○	○	○	○					
76	野子小学校	野子町1955	1,561	522	野子、宮の浦	22	○	2階以上可	○	○	○	○	○			22-9237				
77	野子小学校グラウンド											○	○	○	○					
78	旧野子小中学校高島分校	野子町159	886	23	高島	5	○	○	○	○	○	○	○							
79	宮の浦漁民研修センター	野子町1044-15	158	329	宮の浦	2.5	○	○					○							

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話	
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事					
80	生月地区	生月小学校	生月町里免3174	2,233	2,203	堺目地区、浦北地区、浦南地区、巻部地区	57	○	○	○	○	○	○	○				22-9242
81		生月小学校グラウンド																
82		生月中学校	生月町山田免2451-1	3,037	1,330	元触地区、山田地区	120	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9250
83		生月中学校グラウンド													○			
84		山田小学校	生月町山田免511	2,275	1,260	山田地区、館浦地区(第1、第2)	39	2階以上可	○	○	○	○	○	○	○			22-9243
85		山田小学校グラウンド																
86		生月勤労者体育センター「野球場」	生月町里免2174-1				138			○	○	○	○	○				22-9203
87		旧生月保育所	生月町里免2968-3	199	1,190	巻部浦地区	17	○	○	○	○	○	○	○				22-9200
88		旧生月保育所グラウンド																
89		生月こども園	生月町山田免526-1	248	826	山田地区	34	ため池を除く	○	○	○	○	○	○	○			22-9206
90		山田児童館	生月町館浦284-20	104	151	館浦地区(第2)	2.5	○	○					○			53-1759	
91		山田地区活性化センター	生月町山田免712-1	389	826	山田地区	52	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9200
92		平戸市多目的集会施設	生月町巻部4873-1	257	545	巻部地区	44	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9200
93		生月町元触地域交流センター	生月町里免1372-1	250	504	元触地区	80	ため池を除く	○	○	○	○	○	○	○			22-9200
94		生月町御崎コミュニティセンター	生月町御崎292-1	300	151	御崎地区	59	○	○	○		○		○			22-9200	
95		生月船員福祉会館	生月町館浦107-2	1,250	984	館浦地区(第3、第4、第5)	2.5	○	○					○			53-2583	
96		生月町中央公民館	生月町里免1660	567	1,190	巻部浦地区	4	○	○		○			○			22-9203	
97		生月町開発総合センター	生月町里免1610	500		一時避難所	4	2階以上可	○					○			22-9207	
98		生月高齢者生活福祉センター	生月町山田免3011	642		対象：避難行動要支援者	82	○	○	○	○	○	○		○		53-2615	
99		堺目地区活性化センター	生月町里免3849-1	533	468	堺目地区	68	ため池を除く	○	○	○	○	○	○	○			22-9200
100	平戸市生月町B&G海洋センター	生月町里免2277-1	716			138	○	○	○	○	○	○	○	○			22-9214	
101	平戸市生月大橋公園	生月町南免4375-1				13			○	○	○	○					22-9200	

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話		
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事						
102	田平地区	日の浦区公民館	田平町山内免361-2	64	176	日の浦	3									○	57-1323		
103		平戸市田平ターミナルビル	田平町山内免344番5	202			3	○	2階以上	2階以上	2階以上	2階以上	○						
104		野田研修センター	田平町野田免131-5-132-3	101	246	野田	28	○	○	○	○	○	○						
105		永久保区公民館	田平町大久保免1239-2	47	191	永久保	43	○	○	○		○	○					57-2727	
106		平戸口社会館	田平町山内免764-2	71			39	○	○	○	○	○	○					57-0236	
107		山内区公民館	田平町山内免42-1	73	243	山内	25	○	○	○	○	○	○						
108		大崎区公民館	田平町大久保免829	39	62	大崎	32	○	○	○		○	○						
109		釜田区公民館	田平町大久保免134-10	58	165	釜田	2.5	○	○					○					
110		大久保田地集会所	田平町大久保免41	46	158	大久保	22	○	○	○	○	○	○	○					
111		田平ホーム	田平町山内免232	50		対象:避難行動要支援者	36	○	○	○		○			○			57-1966	
112		山内田地集会所	田平町山内免469-4	28	331	平戸口	37	○	○	○	○	○	○	○					
113		平戸口区公民館	田平町山内免458-11	115	331	平戸口	25	○	○	○		○	○	○					
114		田平町民センター	田平町山内免270-1	884	812	山内、平戸口、大崎、日の浦	34	○	○	○	○	○	○	○				22-9211	
115		永田地集会所	田平町山内免66-5	50	896	永田	30	○	○	○	○	○	○	○					
116		田平北小学校	田平町小手田免970-2	1,867	1,832	日の浦、野田、永久保、釜田、大久保、永田	37	○	○	○	○	○	○	○				22-9239	
117		田平北小学校グラウンド										○	○	○	○				
118		田平公園運動広場		田平町小手田免823-1						67			○	○	○	○			
119		田平公園テニスコート	田平町小手田免823-1				62			○	○	○	○						
120		坊田区公民館	田平町小手田免1144-1	67	370	坊田	71	○	○	○		○	○	○					
121		長崎県立北松農業高等学校体育館	田平町小手田免54-1	370	685	小手田、坊田	81	○	○	○	○	○	○	○				57-0511	
122		長崎県立北松農業高等学校格技場		370				○	○	○	○	○	○	○	○	○			
123		長崎県立北松農業高等学校グラウンド								73			○	○	○	○	○		
124		小手田区公民館	田平町小手田免194-1	41	315	小手田	80	○	○	○		○	○						
125		長崎県肉用牛改良センター	田平町小手田免26-6	30			105	○	○	○		○	○					57-1684	
126		たびら昆虫自然園	田平町荻田免1628-4	114			101	○	○	○	○	○	○					22-9210	
127		米の内区公民館	田平町一関免194-3	125	371	米の内	65	○	○	○		○	○						
128		田平中学校	田平町荻田免20-1	2,902	2,007	坊田、小手田、米の内、東荻田、西荻田、生向、下里、上里	66	○	○	○	○	○	○	○				22-9249	
129	田平中学校グラウンド										○	○	○	○	○				
130	西荻田区公民館	田平町荻田免1544	37	94	西荻田	54	○	○	○		○	○							
131	南荻田区公民館	田平町荻田免1013-3・1013-4	60	93	南荻田	101	○		○		○	○							
132	下寺区公民館	田平町下寺免1168-5	127	192	下寺	96	○	○	○		○	○							
133	生向区公民館	田平町下寺免642-102・103	79	132	生向	102	○	○	○	○	○	○							
134	田平町南地区交流センター	田平町深月免43-1	108			126	○	○	○	○	○	○					22-9214		
135	田平南小学校	田平町下寺免47	1,488	1,206	南荻田、下寺、外目、以書、万歳、田代、古裡、深月	126	○	○	○	○	○	○	○				22-9240		
136	田平南小学校グラウンド										○	○	○	○	○				
137	外目区公民館	田平町下寺免1801-2・1828-8	63	95	外目	95	○	○	○	○	○	○							

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事				
138	田平地区	以善区公民館	田平町以善免827	109	147	以善	105	○	○	○	○	○	○	○			
139		田代区公民館	田平町田代免140-9	51	68	田代	130	○		○		○		○			
140		草笛ヶ丘	田平町古鏡免40-1	141		対象:避難行動要支援者	175	○	○	○		○			○		57-1228
141		田平町体育館	田平町里免93-1	539			16	○	○	○	○	○		○			22-9211
142		田平町武道館	田平町里免93-1	147			16	○	○	○	○	○		○			22-9211
143		下里研修センター	田平町里免1230・1233-2	94	254	下里	19	○	○	○	○	○		○			
144		上里研修センター	田平町里免667-2・671-5	94	384	上里	24	○		○	○	○		○			
145		平戸市福祉保健センター	田平町里免90	645		対象:避難行動要支援者	16	○	○	○	○	○			○		22-9130
146		岳崎区公民館	田平町岳崎免201	84	116	岳崎	39	○	○	○		○		○			
147		福崎区公民館	田平町福崎免624-3・4	128	234	福崎	50	○	○	○	○	○		○			
148		小崎宮農研修センター	田平町小崎免943-1	116	255	小崎	76	○		○	○	○		○			
149		下亀区公民館	田平町下亀免805-1	76	317	下亀	61	○		○		○		○			
150		田平東小学校	田平町下亀免583	1,229	1,014	岳崎、福崎、小崎、上亀、下亀	60	○	2階以上可	○	○	○		○			22-9241
151		田平東小学校グラウンド										○	○	○			
152		田平町東地区交流センター	田平町下亀免583-4	107			59	○	○	○	○	○		○			22-9214
153	たびら活性化施設	田平町里免27-1	436			16	○	○	○	○	○		○			22-9216	
154	道の駅「昆虫の里たびら」	田平町深月免518-1・518-4・519-2・521-2				110			○	○	○	○				22-9210	

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)					指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話		
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波					大規模火事	
155	大島地区	東神浦公民館	大島村前平1049-1	113	78	東神浦	7	ため池を除く						○				
156		西神浦公民館	大島村神浦104	94	143	西神浦	3									○		
157		大島村公民館	大島村前平1840-1	560	330	東神浦、西神浦、前平	10	○	2階以上可	○	○	○		○				55-2511
158		ながさき西海農業協同組合大島支店	大島村神浦188-1	125	143	西神浦	2.5	○	2階以上可					○				55-2541
159		前平公民館	大島村前平1086-2	52	109	前平	70	○		○		○		○				
160		西宇戸公民館	大島村西宇戸1372-2	54	66	西宇戸	92	○		○		○		○				
161		大根坂公民館	大島村大根坂2158-1	135	327	大根坂	45	○		○		○		○				
162		大島村漁業協同組合大根坂漁民センター	大島村大根坂2292-22	75	327	大根坂	2	○	2階以上可					○				55-2374
163		大島村漁業協同組合の山漁村センター	大島村の山川内330-3	129	269	的山浦、的山在	2.5	○	2階以上可					○				55-2531
164		板の浦集会所	大島村の山戸田679-5	25	31	的山在(板の浦)	45	○	○	○		○		○				
165		大島地区活性化センター	大島村の山川内790-1	165	269	的山浦、的山在	3	○						○				55-2511
166		大島高齢者生活福祉センター	大島村前平2727	457		対象：避難行動要支援者	122	○		○	○	○			○			55-2100
167		大島村保育所	大島村前平2737	209			114	○		○	○	○		○				55-2006
168		大島小学校	大島村前平2749	1,614	992	東神浦、西神浦、前平、西宇戸、大根坂、的山浦、的山在、板の浦	110	○	2階以上可	○	○	○		○				22-9244
169		大島小学校グラウンド												○	○	○		
170		大島中学校	大島村前平2037-1	1,761	502	前平、西宇戸、大根坂	110	○	2階以上可	○	○	○		○				22-9251
171		大島中学校グラウンド													○	○	○	